

NPO 法人 supportech 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 supportech という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ホームレスの人々や経済的に困窮状態にある高齢者、母子家庭等の生活困窮者に対して自立支援や食料・衣料援助など直接的な支援を行うとともに、同様の目的を持った他の団体への協力や支援を通じて、生活困窮者が自立的な生活を送れるよう努めることにより、社会全体の利益の増進を図ることを目的とする。

また、IT 技術などの科学技術分野の日本の国際的な競争力向上に向け、研究者・技術者の海外留学支援を行うと共に同様の目的を持った他団体への協力・支援プログラムを通じて、よりグローバルな人材育成を推進し、日本の更なる技術革新の発展に貢献していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 生活困窮者への衣食提供・支援事業
 - ② 生活困窮者への相談事業
 - ③ 公益活動を行う団体に対する支援事業
 - ④ 研究者育成に向けた留学支援事業

(2) その他の事業

- ① 不動産賃貸業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3カ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から理事長が指名する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三輪 周平
理事	原 眞澄
理事	横井 秀明
監事	荒川 俊
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 4 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 4 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。入会金を収めた年は年会費は不要とする。

(1) 入会金

正会員	個人	50,000円	団体	50,000円
賛助会員	個人	500円	団体	5,000円

(2) 年会費

正会員	個人	50,000円	団体	50,000円
賛助会員	個人	1口 500円		(1口以上)
	団体	1口 5,000円		(1口以上)

設立趣旨書

現在の日本においては、コロナ禍で今までのようには満足に働けないこと、増え続ける社会保険料や医療費、物価高での生活費の圧迫、いつ能登半島地震などの災害が他の地域でも来るかもしれない恐怖などで、普通に生活していただいても厳しい現状です。更にそういった状況の中でもホームレスの人々や経済的に困窮状態にある高齢者、母子家庭等の生活困窮者などが一番の矢面に立たされてしまっています。

本来、そういう困窮状態にいる方は行政などがサポートしてくれていますが、地域差もあり全ての困窮者に支援が届いているとは言えない状況です。そのため、一つでもサポートの選択肢が増えれば、社会全体として利益の増進の底上げになると考えます。

また過去に日本の IT 技術は世界のトップにいましたが、その分野に関して今は下落の一途を辿ってしまっています。その背景には IT 技術などへの投資が減り技術革新への支援が減ったことが原因と考えます。未来への投資が無くなれば先細りになっていくことは明白です。そのため日本の更なる技術革新の発展に貢献していくことで日本全体が潤っていき、その利益が最終的には生活困窮者にも行き渡れば一人でも多くの方が助かる社会になっていくと考えます。

具体的にはホームレスの人々や経済的に困窮状態にある高齢者、母子家庭等の生活困窮者などへの自立支援や食料・衣料援助などを行い、また同様の目的を持った他の団体への協力や支援を通じて、生活困窮者が自立的な生活を送れるように手助けしていきます。IT 技術分野に関しては、日本の国際的な競争力向上に再度目を向け、大学や企業などから募集を募り、研究者・技術者の海外留学支援を行うと共に同様の目的を持った他団体への協力・支援プログラムを通じて、よりグローバルな人材育成を推進していきます。

NPO 法人を作り活動することで現状厳しい状況にいる方がもっと多くの方に知ってもらい、地域のみinnで支援し合えることもできるのではないかと思います。設立を目指します。また今までは一人一人ができることには限界があったことも、NPO 法人として活動していくことで、対企業、対団体に対しても支援の種類や幅が広がり、よりその支援の輪が広がっていくことに繋がります。

令和 6 年 1 月 20 日

法人の名称 NPO 法人 supportech
設立代表者 三輪 周平

初年度(令和6年度)事業計画書
法人の名称 NPO 法人 supportech

1 事業活動方針

能登半島地震で被災した方及び横浜市内の生活困窮者を中心に食糧・衣料援助を行う。またIT技術支援については、研究者・技術者支援をしている団体や大学に向けて留学支援を行う予定である。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 生活困窮者への衣食提供・支援事業

ア 能登半島地震被害者支援事業

- ・内容 食糧・衣料の提供
- ・日時 通年、月1回程度
- ・場所 能登半島
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 能登半島地震で被害に遭われた方15人
- ・支出見込額 15万円

イ 母子家庭生活支援事業

- ・内容 食糧・衣料の提供
- ・日時 隔月1回
- ・場所 横浜市鶴見区市場上町2番15号グレイスコート鶴見市場201号室
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 横浜市鶴見区在住の母子家庭の方5人
- ・支出見込額 9万円

ウ ホームレス生活支援事業

- ・内容 食糧・衣料の提供
- ・日時 隔月1回
- ・場所 横浜市鶴見区市場上町2番15号グレイスコート鶴見市場201号室
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 横浜市鶴見区内でホームレスをされている方5人
- ・支出見込額 9万円

② 生活困窮者への相談事業

ア 自立支援に関する情報提供

- ・内容 他団体及び社会保険労務士とも連携した就職支援事業
- ・日時 月1回
- ・場所 横浜市鶴見区市場上町2番15号グレイスコート鶴見市場201号室
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 横浜市鶴見区在住の就職活動をされたい方5人程度
- ・支出見込額 5万円

③ 公益活動を行う団体に対する支援事業

ア ①②と目的を同じくする団体への支援事業

- ・内 容 団体への寄付及び補助活動
- ・日 時 年 2 回
- ・場 所 横浜市鶴見区市場上町 2 番 15 号グレイスコート鶴見市場 201 号室
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市内の生活困窮者 5 人程度
- ・支出見込額 2 万円

④ 研究者育成に向けた留学支援事業

ア 留学費用支援事業

- ・内 容 研究者を育成しようとしている大学又は企業に対する寄付
- ・日 時 年 2 回
- ・場 所 横浜市鶴見区市場上町 2 番 15 号グレイスコート鶴見市場 201 号室
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 神奈川県内で将来海外留学を予定している 2 人
- ・支出見込額 1 0 万円

(2) その他の事業

① 不動産賃貸業

ア 法人所有の不動産賃貸収入

- ・内 容 NPO 法人 supportech 所有の不動産賃貸業
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県相模原市中央区矢部 3 丁目 7 番 3 号
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 当法人所有の不動産の賃借人
- ・支出見込額 0 円

令和7年度 事業計画書
法人の名称 NPO 法人 supportech

1 事業活動方針

横浜市内の生活困窮者を中心に食糧・衣料援助を行う。また IT 技術支援については、研究者・技術者支援をしている団体や大学に向けて留学支援を行う予定である。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 生活困窮者への衣食提供・支援事業

ア 母子家庭生活支援事業

- ・内 容 食糧・衣料の提供
- ・日 時 隔月 1 回
- ・場 所 横浜市鶴見区市場上町 2 番 15 号グレイスコート鶴見市場 201 号室
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市鶴見区在住の母子家庭の方 5 人
- ・支出見込額 9 万円

イ ホームレス生活支援事業

- ・内 容 食糧・衣料の提供
- ・日 時 隔月 1 回
- ・場 所 横浜市鶴見区市場上町 2 番 15 号グレイスコート鶴見市場 201 号室
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市鶴見区内でホームレスをされている方 5 人
- ・支出見込額 9 万円

② 生活困窮者への相談事業

ア 自立支援に関する情報提供

- ・内 容 他団体及び社会保険労務士とも連携した就職支援事業
- ・日 時 月 1 回
- ・場 所 横浜市鶴見区市場上町 2 番 15 号グレイスコート鶴見市場 201 号室
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市鶴見区在住の就職活動をされたい方 5 人程度
- ・支出見込額 5 万円

③ 公益活動を行う団体に対する支援事業

ア ①②と目的を同じくする団体への支援事業

- ・内 容 団体への寄付及び補助活動
- ・日 時 年 2 回
- ・場 所 横浜市鶴見区市場上町 2 番 15 号グレイスコート鶴見市場 201 号室
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市内の生活困窮者 5 人程度
- ・支出見込額 2 万円

④ 研究者育成に向けた留学支援事業

ア 留学費用支援事業

- ・内 容 研究者を育成しようとしている大学又は企業に対する寄付
- ・日 時 年2回
- ・場 所 横浜市鶴見区市場上町2番15号グレイスコート鶴見市場201号室
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 神奈川県内で将来海外留学を予定している5人
- ・支出見込額 25万円

(2) その他の事業

① 不動産賃貸業

ア 法人所有の不動産賃貸収入

- ・内 容 NPO法人 supportech 所有の不動産賃貸業
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県相模原市中央区矢部3丁目7番3号
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 当法人所有の不動産の賃借人
- ・支出見込額 0円

活動予算書

法人成立の日から令和7年4月30日まで

NPO法人supportech

(単位:円)

I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	500,000		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
①生活困窮者への衣食提供・支援事業	0		
②生活困窮者への相談事業	15,000		
③公益活動を行う団体に対する支援事業	0		
④研究者育成に向けた留学支援事業	0		
⑤不動産賃貸業		450,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計	815,000	450,000	1,265,000
II 経常費用			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
講師謝金	50,000		
消耗品費	320,000		
支払寄付金	120,000		
その他経費計	500,000	0	
事業費計	500,000	0	500,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	60,000		
給料手当	120,000		
保険料	0		
人件費計	180,000	0	
(2) その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	10,000		
その他経費計	15,000	0	
管理費計	195,000	0	195,000
経常費用計	695,000	0	695,000
当期経常増減額	120,000	450,000	570,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	450,000	▲ 450,000	0
当期正味財産増減額			570,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			570,000

活動予算書

令和7年5月1日から令和8年4月30日まで

NPO法人supportech

(単位:円)

I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	500,000		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
①生活困窮者への衣食提供・支援事業	0		
②生活困窮者への相談事業	15,000		
③公益活動を行う団体に対する支援事業	0		
④研究者育成に向けた留学支援事業	0		
⑤不動産賃貸業		600,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計	815,000	600,000	1,415,000
II 経常費用			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
講師謝金	50,000		
消耗品費	180,000		
支払寄付金	270,000		
その他経費計	500,000	0	
事業費計	500,000	0	500,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	60,000		
給料手当	120,000		
保険料	0		
人件費計	180,000	0	
(2) その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	10,000		
その他経費計	15,000	0	
管理費計	195,000	0	195,000
経常費用計	695,000	0	695,000
当期経常増減額	120,000	600,000	720,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	600,000	▲ 600,000	0
当期正味財産増減額			720,000
前期繰越正味財産額			570,000
次期繰越正味財産額			1,290,000